

◎医学系研究科医科学専攻の学位論文に係る評価に当たっての基準

○学位論文が満たすべき水準

- ・学位論文は、論文内容の独創性、先進性及び信頼性等の観点から審査し、博士の学位にふさわしいものを合格とする。
- ・筆頭著者であること。
- ・レフェリーシステムのある欧文雑誌に掲載又は掲載承認書が発行されたものであること。

○審査委員の体制、審査の方法及び項目等

①予備調査委員

- ・提出された申請書類の整備状況及び学位を申請した者の資格を確認する。
- ・予備調査委員は3人とし、医学研究科学務委員会の教授の委員から選出する。

②資格認定，論文受理

- ・教授会は、予備調査委員の報告に基づき学位申請者の資格認定を行い、論文受理の可否を審議する。

③審査委員会

- ・教授会は、学位論文審査申請者ごとに医学研究科学務委員会の推薦を受けて審査委員を選出し、審査委員会を組織する。
- ・審査委員は、主査1人、副査2人以上とする。
- ・主査は、学位論文の指導及び共著者となった者以外の教授をもって充てる。

④審査，最終試験

- ・審査委員会は、公開の論文発表会、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行い、その結果を教授会に文書で報告する。
- ・報告は、論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨により行う。
- ・最終試験は、学位論文を中心としてこれに関する授業科目について口頭又は筆答により行う。

※「岐阜大学大学院医学系研究科規程」及び「岐阜大学大学院医学系研究科における博士(医学)の学位の取扱い細則」から抜粋し、簡略化したものです。